

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 一志会

平成31年度 社会福祉法人 一志会 事業計画書

1・ 経営理念

社会福祉法人 一志会は本法人の行う全ての事業について、役・職員一人一人が社会福祉法等関係法令を遵守の上、地域におけるその対象者及びその家族等を「顧客」と認識し、「顧客本位のサービス提供」を経営理念に掲げ、社会資源としての本法人の役割を果たします。

なお、顧客の身体拘束や虐待行為は人権を無視した反社会的な行為であり、法人職員は一丸となってその排除に努めます。

2・ 重点項目の体制

社会福祉法人 一志会の「業務管理体制」に示す重点項目は具体的に次に示す項目に区別してその体制を継続して実施する。

- (1) 人権の尊重
- (2) サービスの質の向上
- (3) 快適な生活環境の実現
- (4) 事業実施の確認と継続
- (5) 地域生活継続支援
- (6) 福祉人材確保と職員処遇改善
- (7) 経営組織・ガバナンスの確立

なお、重点項目の具体的な実施内容は「中期経営事業計画書」に示し、平成28年度から平成32年度とする。

また、それぞれの重点項目の「体制」は全て整備が完了したので積極的に実施する。

(1) 人権の尊重

「経営理念・方針の管理体制」 「身体拘束・虐待禁止の管理体制」 「職員倫理教育管理体制」
「インフォームドチョイス管理体制」 「苦情解決管理体制」 「個別ケア管理体制」 「顧客生活環境改善管理体制」

(2) サービスの質の向上

「顧客サービス計画管理体制」 「個別ケア管理体制」 「顧客の食事管理体制」 「顧客・職員の健康管理体制」 「顧客預り金管理体制」 「顧客入居管理体制」 「顧客退居・終了管理体制」
「情報の公表管理体制」 「業務委託契約管理体制」 「貸借契約管理体制」

(3) 快適な生活環境の実現

「顧客生活環境改善管理体制」 「設備・機器管理体制」 「車輛管理体制」 「工事請負・物品整備管理体制」 「業者選定評価管理体制」

(4) 事業実施の確認と継続

「実施事業の見直し管理体制」

(5) 地域生活継続支援

「運営協議会の管理体制」

(6) 福祉人材確保と職員処遇改善

「職員採用・退職管理体制」 「辞令交付管理体制」 「人材確保管理体制」 「職員福利厚生管理体制」 「会議開催管理体制」

(7) 経営組織・ガバナンスの確立

「経営理念・方針の管理体制」 「組織管理体制」 「評議員選任・解任管理体制」 「評議員会管理体制」 「理事及び監事の選任・解任管理体制」 「理事の職務執行管理体制」 「監事の職務執行管理体制」 「役員等の報酬管理体制」 「重要な職員等の給与管理体制」 「予算管理体制」 「財産管理体制」 「資金管理体制」 「会計帳簿管理体制」 「債権・債務管理体制」 「特別な利益供与禁止管理体制」 「規則管理体制」 「緊急時対応管理体制」 「大規模災害対応管理体制」 「問題・課題の改善管理体制」 「法人リスクの管理体制」 「法人役員等の職務執行管理体制」

3・施設整備計画

○ 従来型介護老人福祉施設（豊後寮）定員 50名の老朽化に伴う建替整備工事について

(1) 整備予定地

これまで大分市大字端登字鶴19-1番地所在の法人所有地(仮設住宅跡地)での整備を念頭に進め、農地除外申請を行う予定で土地家屋調査士、大分市との協議をすすめて来たが今回申請予定地のみ許可が可能であること。

この用地は地形上、2.5m程度の埋立及び造成工事が必要で、今回申請地のみの許可では同一敷地内で1.5m以上の段差を生じることになる。このため、当地での施設整備は運営上に各種の問題が予測されるため当地での整備を断念し、現在地(既存建物用地)での整備に予定を変更すること。

(2) 施設形態 従来型 個室施設 50床

(3) その他 指定介護老人福祉施設 清静園老朽化に伴う建替整備事業計画書に示す。

平成31年度 中期 経営 事業 計画

社会福祉法人 一志会

実施年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度			実施状況	
	◎	◎	◎	◎				今年度	
重点項目	体制の確立及び内容							継続実施	事業報告
人権の尊重	1・品質管理・経営理念 「経営理念・方針の管理体制」 現行の品質マネジメントシステムで明記されている経営理念において、虐待や身体拘束は反社会的行為であり、法人として絶対に行わないとする法人の姿勢を明文化し、職員周知を徹底する。 (1)・各部署会議における必須周知事項 必須周知事項として「各部署会議」で職員周知を徹底する。 (2)・経営理念の明文化の継続 経営理念は次の箇所において掲載、明文化し、関係者への周知を継続して行う。 「法人HP」・「事業計画書」・「規則規程集」・「法人内掲示板」・「法人パンフレット」							○	
	2・虐待防止対策 「身体拘束・虐待禁止管理体制」 現行の「虐待・身体拘束廃止マニュアル」は防止対策及び発生後の対応体制を追加規定したので運用する。 (1)・「虐待・身体拘束廃止検討会議」の各部署毎及びリーダーの開催について「虐待等廃止チェック表」で毎月継続的な監視体制を維持する。 (2)・「新経営理念」及び「虐待・身体拘束廃止検討会議」の開催をHP等での公表する。							○	
	3・職員に対する倫理教育 「職員倫理教育管理体制」 「職員倫理要領」の策定したので、職員教育を定期的に行い職員資質の向上を図る。							○	
	4・インフォームドチョイスの重視 「インフォームドチョイス管理体制」 従前の措置制度や現行の契約制度におけるサービス提供は全て十分な説明と理解の上で行う必要があり、説明と理解の可視化の改善と充実を図る。 (1)・重要事項説明に関すること。 (2)・顧客入居、利用契約締結説明に関すること。 (3)・サービス計画説明に関すること。 (4)・要介護認定申請、決定説明に関すること。 (5)・顧客退居、利用終了説明に関すること。							○	
	5・苦情解決制度 「苦情解決管理体制」 顧客・家族の苦情解決は、「苦情改善システム」を維持、運用し、「福祉サービス相談委員会」を定期的に毎月開催し、苦情の解決に努める。 (1)・日常のあらゆる機会を通じて苦情の収集に努め、苦情の発生の改善は、「苦情改善計画」を策定の上で、対応する。 (2)・「苦情・解決チェック表」で継続的な監視体制を維持し、「苦情改善結果」は、毎月、HP等での公表する。							○	
	6・顧客人権の尊重とプライバシー確保 「個別ケア管理体制」 「顧客生活環境改善管理体制」 「個別ケアマニュアル」及び「顧客生活環境改善マニュアル」の確実な実施運用を行い、「チェック表」で継続的な監視体制を維持する。							○	
サービスの向上	1・業務の標準化の継続 法人の必要とする業務について「品質マネジメントシステム」を維持し、業務の標準化を継続する。							○	

重点項目	体制の確立及び内容	継続実施	事業報告
	<p>(1)・「品質マネジメントシステム」の維持にあたっては、「文書管理システム」及び「記録管理システム」を運用し、それぞれの「チェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p> <p>(2)・法人の運営にあたっては「品質マネジメントシステム」を基本とした「業務管理体制」を確実に運用する。</p>	○	
	<p>2・ サービス提供方針の明確化 「顧客サービス計画管理体制」</p> <p>施設及び在宅の全てのサービス提供に対して「サービス計画書」に方針を明示し、「サービス計画チェック表」に示す。</p>	○	
	<p>3・ 職員の教育</p> <p>現行の「内部研修計画」を継続して維持する。又、外部研修会へは積極的に参加する。</p>	○	
	<p>4・ 職員・家族等の参加による改善取組</p> <p>現行の「個別ケアシステム」を運用し、顧客や家族の声がサービスに反映するよう維持し、「個別ケアチェック表」で毎月継続的な監視体制を維持する。</p> <p>(1)・ 現行の「行事計画報告マニュアル」を積極的に運用し、施設行事や懇談会参加を呼びかけ家族参加を促す。また、「行事計画報告チェック表」及び「個別ケアチェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p>	○	
	<p>5・ サービスの自主点検と改善</p> <p>「自主評価マニュアル」の維持運用を行い、法人全部署毎の自主評価を毎月行うとともに「自主評価改善計画」によって、未達成部署は個別に改善時期等を記した改善計画を作成し迅速な改善に取り組む。また、「自主評価チェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p>	○	
	<p>6・ 問題・課題の積極的な改善</p> <p>下記の事項について都度改善計画により、発生の原因、再発防止策、具体的計画により改善結果を今後も継続して監視する。</p> <p>理事長等指示改善・外部監査指摘改善・内部監査指摘改善・行政立入検査指摘改善・第三者評価指摘改善・不適合改善・苦情・要望改善・ヒヤリハット改善・改善提案</p>	○	
	<p>7・ 第三者評価等の積極的な受審</p> <p>「サービス評価委員会評価」・「公認会計士監査」・「ISO認証審査」・「第三者評価等の結果」をHP等で公表する。</p>	○	
	<p>8・ 居室の個室化の推進</p> <p>介護老人福祉施設50床の老朽化に伴う建替え整備計画について、仮設住宅跡地又は既存場所への整備のどちらかの決定を行い、平行して基本設計及び実施設計へと進める。</p>	○	
快適な生活環境の改善	<p>1・ 衛生的な環境整備</p> <p>(1)・ 風呂・トイレ等の衛生管理は現行は、「顧客生活環境改善マニュアル」で管理、運用する。</p> <p>(2)・ 特に浴槽の「レジオレラ属菌検査」は毎年定期的に専門機関の検査を受け、検査結果は関係部署全てに公表する。</p> <p>(3)・ 飲料水等の管理は、「食中毒・緊急時対応マニュアル」で対応し、「食中毒等チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(4)・ 貯水槽清掃の消毒点検は、「保守点検マニュアル」で運用し、飲料水の水質検査は、「保守点検チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(5)・ 浄化槽検査の管理は現行の「保守点検マニュアル」で運用し、「保守管理チェック表」で継続的に監視する。</p>	○	
	<p>2・ 感染症対策の強化</p> <p>現行「感染症対策マニュアル」を運用し、「感染症対策チェック表」で継続的に監視する。</p>	○	

重点項目	体制の確立及び内容	継続実施	事業報告
	<p>(1)・法人の全部署において感染症発生時の消毒医薬品等、処理用具の所定位置への常備をすすめ、緊急時に備えるとともに職員への感染症に対する意識の高揚を図り、「感染症対策チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(2)・感染症発生等の緊急時に備え、職員が誰でも対応可能な体制を作ることを目的に毎月定期的に「感染症対策職員研修会」及び「嘔吐物処理実技研修会」を開催し、「感染症対策チェック表」で継続的に監視する。</p>	○	
	<p>3・ 室温管理</p> <p>現行の「室温管理マニュアル」を運用し、「室温管理チェック表」で継続的に監視する。</p>	○	
	<p>4・ 多様な食事形態と提供 「顧客の食事管理体制」</p> <p>多様な食事形態の提供は現行の給食マネジメントシステムで機能しており、引き続きシステムを運用維持する。</p> <p>(1)・アレルギー保持顧客への対応は、食事提供に係る「聞き取り調査」及び「家族・本人ニーズの聴取」により、「個別ケアシステム」で今後も運用維持する。</p> <p>(2)・予定実施献立作成の継続的な監視は、「予定・実施献立作成マニュアル」を運用し、「予定実施献立チェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p>	○	
	<p>5・ 設備・備品の維持管理 「設備・機器管理体制」「工事請負・物品整備管理体制」</p> <p>(1)・別に定める法人の「設備等保守点検計画表」によって保守点検を維持し、「設備保守点検チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(2)・「法人内危険ヶ所自主点検表」によって全ての部署で自主点検を行い、顧客の生命の維持を図り、生活の安全に努めるとともに、「法人内危険ヶ所等自主点検チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(3)・「物品整備・廃棄マニュアル」の運用によって確実な維持管理に努めるとともに、「物品整備・廃棄チェック表」で継続的に監視する。</p> <p>(4)・法人の毎年度見直しの「機器等の整備計画」によって整備、維持管理し、「機器管理チェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p>	○	
実施事業の確認と継続	<p>1・ 実施事業の確認</p> <p>(1)・ 社会福祉事業</p> <p> 第1種 社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 個室・ユニット型介護老人福祉施設100床の事業継続。 従来型 多床室介護老人福祉施設50床の事業継続(老朽化)</p> <p> (ロ) ケアハウスの経営 ケアマンション50床の事業継続</p> <p> 第2種 社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 個室・ユニット型短期入所生活介護20床の事業継続</p> <p> (ハ) 老人デイサービス事業の経営</p> <p> (二) 認知症高齢者グループホームの経営</p> <p> (ホ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p> (ヘ) 移動支援事業の経営</p> <p> 公益事業</p> <p> ① 居宅介護支援事業 ② 訪問入浴介護事業 ③ 介護予防・生活支援の事業の受託運営 ④ 介護予防訪問入浴介護の事業 ⑤ 指定介護予防支援事業の実施</p>	○	

重点項目	体制の確立及び内容	継続実施	事業報告
地域生活継続支援	1・地域生活継続支援 現行事業を継続する。 短期入所生活介護事業・通所介護事業・訪問介護事業・訪問入浴事業・配食サービス事業・居宅介護事業	○	
	2・地域ニーズ・問題点の把握 法人の有する資源の活用と福祉関係者や地域代表者等の参画する「運営協議会」によって生活圏域の援助ニーズの把握に努め、必要によっては他機関へつなぐ体制の整備を行う。	○	
	3・地域公益的事業の取組 地域の障害者、児童、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベント等の地域福祉の向上を目的とした「地域における公益的な取組」を実施するほか、災害時の地域住民の受入を積極的に行う。	○	
	4・法人減免等への取組 介護保険サービスに係る「顧客負担軽減制度事業等」の低所得者へ配慮した取組を積極的に実施する。	○	
福祉人材確保と職員処遇改善	1・福祉人材の確保 法人職員の年齢構成や年度毎の退職予測等を考慮し、策定した「職員採用計画」に基づき積極的な人材の確保に努める。	○	
	2・人材の定着化・職員ストレスチェックの取組 職員の新規採用と合わせて採用後の職員定着に向けた取組として職員との「面接基準」を明確にすると共に職員の「ストレスチェック」を兼ねたシステムを構築する。	○	
	3・職員福利厚生継続・充実 職員福利厚生の取組として現行の職員組織による「清和会の運営」を基本として事業計画に基く運営を維持する。「リフレッシュ事業」及び「職員永年勤続者表彰」は継続して実施する。また、その検証は「職員福利厚生チェック表」で継続的な監視体制を維持する。	○	
	4・法人退職金制度の継続 現行の法人退職金制度は継続して運用し、「法人退職金チェック表」で継続的な監視体制を維持する。	○	
	5・職員の安全と健康の確保 労働災害防止対策の継続は、健康障害防止基本事項・健康保持増進基本事項・労働災害再発防止対策・安全配慮義務・作業環境の改善等について現行の「衛生管理委員会開催」を継続する。また、労働災害防止対策の監視は「会議開催チェック表」で継続的な監視体制を維持する。 (1)・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント規則を運用し現行規則の継続。	○	
業務管理体制	1・法人「業務管理体制」の推進 法人業務の「現状把握」・「課題認識」・「基本方針の策定」等を踏まえ、策定した「業務管理体制」を確実に実行あるものにするため重ねて職員教育を行う。 (1)・次に示す「業務管理体制」を行う。 経営理念・方針管理体制、法人の自主評価管理体制、法人のリスク管理体制、情報の保存管理体制、組織管理体制、評議員選任・解任委員会管理体制、評議員会運営管理体制、理事及び監事の選任・解任管理体制、理事の職務執行管理体制、監事監査管理体制、地域公益事業管理体制、公益事業受託管理体制、実施事業の見直し管理体制、事業経営管理体制、役員等の報酬管理体制、重要な職員等の給与管理体制、主な職員等の給与管理体制、特別の利益供与禁止管理体制、規則管理体制、資金管理	○	

重点項目	体制の確立及び内容	継続実施	事業報告
業務管理体制	<p>体制、予算管理体制、債権・債務管理体制、情報公表管理体制、会計帳簿管理体制、財産管理体制、設備・保守管理体制、財務管理体制、賃借契約管理体制、介護報酬請求管理体制、物品整備・廃棄管理体制、人材確保管理体制、職員採用・退職管理体制、辞令交付管理体制、介護保険指定申請変更管理体制、職員福利厚生管理体制、職員扶養親族現状報告管理体制、職員住宅手当現状報告管理体制、会議開催管理体制、業者選定評価管理体制、機器管理体制、車輛管理体制、サービス計画策定管理体制、インフォームドチョイス管理体制、顧客入居・利用管理体制、顧客退居・終了管理体制、モニタリング管理体制、在庫管理体制、個別ケア管理体制、要介護認定申請管理体制、顧客生活環境改善管理体制、ケースファイリング管理体制、サービス担当者会議管理体制、虐待等廃止管理体制、顧客・職員健康管理体制、24時間シート管理体制、顧客の食事管理体制、入居申込・待機管理体制、行事開催管理体制、訓練測定管理体制、緊急時対応管理体制、保険加入管理体制、事故発生防止管理体制、交通安全教育訓練管理体制、顧客預り金管理体制、苦情解決管理体制、内部監査管理体制、問題・課題の改善管理体制、大規模災害(防災)対応(事業継続計画)管理体制</p>	○	
組織統治・ガバナンスの確立	<p>1・財務会計マネジメントの継続</p> <p>現行の公認会計士との業務委託を継続し、職員の会計に対する知識の習得を図り、法人内の財務処理と平行し、整合性を追及する。</p>	○	
	<p>2・資金計画</p> <p>平成28年度から平成32年度までの5年間を中期と定め、中期事業計画に基く資金計画を別に定める。但し、社会情勢や法人環境の変化から毎年度毎に見直しを行う。</p> <p>(1)・中期事業計画に基く資金計画として、現行の「積立金規則」を運用し、「積立金管理チェック表」で継続的な監視体制を維持する。</p> <p>平成28年度から平成37年度までの10年間を長期と定め、長期事業計画に基く資金計画を別に定める。但し、社会情勢や法人環境の変化から毎年度毎に見直しを行う。</p> <p>(1)・中・長期事業計画等に基づき、借入金償還金・施設整備資金・職員昇給資金・設備投資資金等の計画の上で必要な資金を確保する。</p> <p>(2)・中・長期資金計画の見直しを毎年継続的に行い監視する。</p>	○	
	<p>3・積極的な情報開示</p> <p>重要書類の情報開示は、次に定める。</p> <p>(1)・「事業計画」及び「収支予算書」 (2)・「資金調達」及び「設備投資見込み」 (3)・「事業報告書」 (4)・「事業報告書の附属明細書」 (5)・「貸借対照表」 (6)・「収支計算書」(資金収支計算書及び事業活動計算書) (7)・「貸借対照表及び収支計算書」(資金収支計算書及び事業活動計算書) (8)・「財産目録」 (9)・「監査報告書」 (10)・「理事及び監事並びに評議員の名簿」 (11)・「理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類」 (12)・「事業の概要等を記載した書類」 (13)・「定款」</p> <p>上記 (1)から(13)の書類は、主たる事務所で一般の閲覧に供す。</p>	○	
	<p>法人独自の情報開示</p> <p>(1)・経営理念・職員倫理要領等 (2)・苦情、要望・第三者委員 (3)・介護事故等 (4)・法人広報誌 (5)・顧客預り金 (6)・第三者評価結果</p>	○	

重点項目	体制の確立及び内容	継続実施	事業報告
組織統治・ガバナンスの確立	<ul style="list-style-type: none"> (7)・虐待等廃止会議等 (8)・顧客サービス提供記録（家族要求時） (9)・各種検査結果 (10)・福祉避難所 (11)・職員福利厚生 (12)・役員報酬規程 (13)・特別の利益供与禁止規程 (14)・運営協議会の会議内容及び結果 		
付属明細表	<p>※ 平成31年度 社会福祉法人 一志会 事業計画における中期経営事業計画書には次の附属明細書を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・法人内部監査計画書 (2)・内部研修計画書 (3)・設備・備品等整備計画書 (4)・設備等保守点検計画書 (5)・法人防災訓練計画書 (6)・社会福祉充実残額 (7)・防災資材備蓄整備計画書 (8)・法人行事計画書 (9)・各種検査計画書 (10)・交通安全教育計画書 <p>※ 社会福祉充実残額調書等は事業計画の承認時期と差異があるため事後添付とする。</p>		

平成31年度 法人内部研修計画

社会福祉法人一志会

月	研修会の名称	対象職員	担当職種	研修内容
4月	業務管理体制研修会 (職員教育・接遇マナー)	法人全職員	事務長代理 居宅管理者	顧客や家族とのコミュニケーションや信頼関係を得るためには、接遇マナーが重要であり、挨拶の方法やコミュニケーションのとり方等を再認識するための研修を行い、新人職員のみではなく経験のある職員に対しても、研修を行うことで、接遇の手法を学ぶ。
4月	新規採用職員研修	新規採用職員	事務長代理 介護課長 通所管理者	新規採用職員研修と並行して実施。リスクマネジメントについての一般知識を学ぶ。 ①研修の意義と必要性について ②事故報告の流れ仕組み(リスク管理運用)について ①②を学び、実践できるようにする。
5月	顧客の機能回復及び 介護予防研修会	施設・グループホーム・ケアマンシ ョン・通所介護・訪問介護	機能訓練 指導員	機能回復、介護予防を図るために高齢者の機能回復・介護予防の手法及びADL向上のためには日常生活における機能回復訓練とはどうしていくのかを学ぶための研修を行う。
5月	事故発生防止に関する研修	法人全職員	事務長代理 通所管理者 ケア相談員	①研修の意義と必要性について ②法人のリスクマネジメント体制について(指針・手順書など) ①②を座学し、リスク管理の意識づけと意識向上を目的として研修する。座学後、実践できるようにする。
6月	AED研修会	法人全職員	通所管理者 ケア相談員 看護職員	法人内に設置しているAEDについて、緊急時に使用するために正しい理解のもと冷静に使用できるよう、適切な使用方法を熟知し、法人全職員が使用できるよう、使用方法の認識強化を図るための研修を行う。
7月	虐待・身体拘束廃止・ 人権擁護研修会	施設・グループホーム・ケアマンシ ョン・通所介護・訪問介護	施設相談員	サービスを利用する入居顧客及び利用顧客の人権擁護とサービスの質の向上を図るために、虐待及び身体拘束廃止に関する法人経営理念・身体拘束対象行為を理解した上で、経営理念に基づいた虐待、身体拘束を絶対行わないために、職員はどのような取り組みを行うのか、やむを得ない身体拘束を行う場合の要件・必要記録等について学ぶために、社会福祉法人一志会虐待・身体拘束廃止規則に準じて研修を行う。
7月	新規採用職員研修	新規採用職員	事務長代理 介護課長 通所管理者	新採用職員研修と並行して実施。 個別ケアにおける事例(転倒・転落)の発生予防と発生時対応方法を学ぶ。
8月	医療安全管理研修会 院内感染対策研修会 腰痛予防対策研修会	施設・グループホーム・ケアマンシ ョン・通所介護・訪問介護	看護職員	医療安全管理・院内感染防止対策・腰痛予防対策の基本的な考え方及びマニュアル、発生の具体的な手法を周知徹底するために、医療安全管理の基本理念・医療事故の未然防止、再発防止対策・救命措置・院内感染対策指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療、腰痛予防対策についての研修を行う。
9月	業務管理体制研修会 (法令遵守)	法人全職員	事務長代理	法令遵守は確実に守れなければならない。法令遵守を図るための諸規程の内容の把握及び、なぜ法令遵守しなければならないのかの周知徹底を図る。また、法令遵守に関する規程や改定の状況及び業務管理体制の体制を維持していくための手法、なぜ業務管理体制を維持していく必要があるのかを学ぶ研修を行う。
10月	認知症ケア研修会	施設相談員・グループホーム・ 通所介護・訪問介護	グループホーム 主任	認知症ケアについての取り組み状況・効果的な処遇や現状の介護現場における課題、困難な事例に対応出来る為の情報共有等意見交換を行いながら、介護現場のスキルアップを図る研修を行う。
10月	新規採用職員研修	新規採用職	事務長代理 介護課長 通所管理者	新規採用職員と並行して実施。 個別ケアにおける事例(窒息/食事介助・誤嚥・喀痰)の発生予防と発生時対応方法を学ぶ。

平成31年度 法人内部研修計画

社会福祉法人一志会

月	研修会の名称	対象職員	担当職種	研修内容
11月	業務管理体制研修会 (法令遵守の方法及び 評価・改善)	法人全職員	事務長代理	法令遵守の方法に関しては、法令遵守規程の整備及び周知を図る必要性があり、法人内の周知徹底について確実に実行されなければならない。周知方法や職員の把握状況の確認を行い周知及び展開を図るとともに、業務管理体制が確実に維持されているか内部監査にて検証を行い、必要時には「評価改善管理手順書」に示す、改善計画を立案し実施していく必要性を学ぶ。
11月	事故発生防止に関する研修	法人全職員	事務長代理 通所管理者 ケア相談員	介護事故と損害賠償の事例に見る対策「介護・福祉職が知っておきたい裁判事例」を学習し、事例から学ぶ施設の対応方法を考える。 ①個別ケアの重要性 ②記録の重要性(適切な記録の充実) ③コミュニケーションの重要性(家族・職員) ①～③について、即実践できることを目的として研修する。
12月	感染症吐物処理実技研修会	施設介護・グループホーム・ケアマン ション・通所介護・訪問介護	看護職員	インフルエンザやノロウイルス等施設内での緊急時感染症を未然に防止する為、吐物や嘔吐物の適切な処理方法について感染を拡大しない対応が確実にできるよう手法を学び、実践に生かせるよう研修を行う。
1月	虐待・身体拘束廃止・ 人権擁護研修会	施設・グループホーム・ケアマンシ ョン・通所介護・訪問介護	施設相談員	サービスを利用する入居顧客及び利用顧客の人権擁護とサービスの質の向上を図るために、虐待及び身体拘束廃止に関する法人経営理念・身体拘束対象行為を理解した上で、経営理念に基づいた虐待、身体拘束を絶対行わないために、職員はどのような取り組みを行うのか、やむを得ない身体拘束を行う場合の要件・必要記録等について学ぶために、社会福祉法人一志会虐待・身体拘束廃止規則に準じて研修を行う。
1月	新規採用職員研修	新規採用職員	事務長代理 介護課長 通所管理者	新規採用職員研修と並行して実施。 個別ケアにおける事例(離脱/徘徊・誤薬)の発生予防と発生時対応方法を学ぶ。
2月	院内感染対策研修会 腰痛予防対策研修会	施設・グループホーム・ケアマンシ ョン・通所介護・訪問介護	看護職員	院内感染防止対策・腰痛予防対策の基本的な考え方及びマニュアル、発生の具体的な手法を周知徹底するために、院内感染対策指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療、腰痛予防対策についての研修を行う。
3月	AED研修会	法人全職員	通所管理者 ケア相談員 看護職員	法人内に設置しているAEDについて、緊急時に使用するために正しい理解のもと冷静に使用できるよう、適切な使用方法を熟知し、法人全職員が使用できるよう、使用方法の認識強化を図るための研修を行う。

平成31年度 防災資材備蓄整備計画

社会福祉法人一志会

区分	品名	規格等	数量	金額	備考	
発電機材	大型インバーター発電機	250MK	1	1,900,000		
	インバーター発電機	—	5	900,000	1台 180,000	
	ガソリン容器	20ℓ	8	75,000		
	灯油容器	20ℓ	10	80,000		
	電池	単1		50	10,000	
		単2		50	5,000	
		単3		50	2,500	
		単4		50	2,500	
合 計			2,975,000			
調理機材	電気釜	2升	2	70,000		
	汁用鍋	5.6ℓ	5	175,000		
	合 計			245,000		
照明機材	灯光器 大		8	40,000		
	灯光器 中		8	32,000		
	灯光器 小		8	24,000		
	遠方用懐中電灯		16	80,000		
	充電式懐中電灯		25	100,000		
	ローソク 大	10本入り	10	6,000		
	合 計			282,000		
防護・防寒資材	ヘルメット		50	50,000		
	防災マスク		20	4,000		
	携帯用カイロ	1箱 30入り	50	150,000		
	合 計			204,000		
情報機材	携帯ラジオ		5	50,000		
	地図		2	60,000		
	拡声器		10	50,000		
	笛		20	10,000		
	メガホン		10	15,000		
	手旗		10	5,000		
	合 計			190,000		
作業機材	スコップ		20	20,000		
	ノコ		5	5,000		
	クワ		10	13,000		
	ツルハシ		5	1,750		
	バール		5	10,000		
	ジャッキ	2t	2	40,000		
	ハンマー	大	5	25,000		
	ハンマー	中	5	15,000		
	ハンマー	小	5	10,000		
	防水シート	10×10m	30	240,000		
	防水シート	10×5m	30	150,000		
	防水シート	5×5m	30	120,000		
	ロープ 長	50m	5	100,000		
	ロープ 中	30m	5	50,000		
	ロープ 短	10m	10	50,000		
	台車	大	8	64,000		
	台車	中	8	56,000		
	台車	小	8	48,000		
	雨具	大	30	30,000		
	雨具	中	30	30,000		
	長靴	25.5cm	15	15,000		
	長靴	26cm	15	15,000		
	手袋		200	100,000		
	インパクト		10	200,000		
	合 計			1,407,750		

平成31年度 法人行事計画書

社会福祉法人一志会

月	行事名	法人	地域	2-1	2-2	2-5	2-6	3-1	3-2	3-3	3-5	4-2	4-3	5-1	5-2	豊2	豊3	ケア	認知	通所
4月	お花見			○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○
	家族交流会										○	○	○		○	○			○	
	茶話会								○											
	昭和遊び会									○										
	歓迎会													○						
	開所記念行事																		○	
5月	カラオケ会																			
	母の日行事							○			○	○	○		○	○	○			
	外出行事				○	○	○							○	○			○	○	
	草餅作り			○																
	園内・外散歩			○															○	
	家族交流会								○	○										
	お化粧品教室									○										
お茶会																			○	
料理教室																		○	○	
6月	父の日行事												○	○	○	○	○			
	家族交流会			○	○	○	○	○						○	○					
	たこ焼きパーティー			○																
	茶話会				○					○										
	神楽鑑賞会								○											
	季節の花観賞										○									
	カラオケ会										○					○			○	
	外出行事											○							○	
	訪問行事																		○	
	奉仕活動																		○	
生花																			○	
7月	七夕行事・七夕祭り			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暑中見舞作り							○												
	料理教室																		○	
	家族交流会									○		○	○		○	○			○	
	外出・散歩行事											○							○	
	顧客誕生会																			○
8月	法人供養祭	○																		
	校区盆踊り大会		○																	○
	夏祭り・納涼会・ビアガーデン			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	家族交流会				○	○	○		○	○									○	
	スイカ割り												○							
	ビデオ鑑賞会																		○	
	カラオケ会																			
	栄養教室																			○
介護予防教室																			○	
9月	敬老行事				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	お月見			○																
	神楽鑑賞会								○											
	家族交流会							○				○		○			○			
	地域の運動会への参加																	○	○	

平成31年度 法人行事計画書

社会福祉法人一志会

月	行事名	法人	地域	2-1	2-2	2-5	2-6	3-1	3-2	3-3	3-5	4-2	4-3	5-1	5-2	豊2	豊3	ケア	認知	通所
3月	雛祭り				○	○	○	○			○	○				○	○			○
	家族交流会			○				○	○				○	○			○		○	
	アロマケア					○	○													
	おやつ会			○																
	緑化行事									○										
	花見										○				○					
	DVD観賞												○							
	お彼岸行事													○						
	歌謡祭																○			
	料理教室																	○		○
外出・散歩行事																	○	○		

平成31年度 各種検査計画書

社会福祉法人一志会

検査項目	検査内容	検査時期 ○印																													
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
		全事業所	施設	ケア	認知	通所	全事業所	施設	ケア	認知	通所	全事業所	施設	ケア	認知	通所	全事業所	施設	ケア	認知	通所	全事業所	施設	ケア	認知	通所					
水質検査	原水・・・年1回 51項目																									○					
	原水・・・クリプトスポリジウム																										○				
	浄水・・・年1回 51項目																										○				
	浄水・・・年3回 25項目																														
	浄水・・・年8回 11項目	○																													
ばい煙測定	硫黄 ばいじん 窒素酸化物																														
職員検便検査	対象職員 施設 厨房職員 通所介護事業所厨房職員 グループホーム厨房職員 ケアマンション厨房職員	○																													
レジオネラ検査	全事業所 浴槽 23箇所対象																														
エレベーター法定検査	設備内容全般																														
小荷物専用昇降機法定検査	設備内容全般																														
浄化槽法定検査	設備内容全般																														
防火設備検査	防火戸 防火シャッター等																														

※建築物検査(敷地及び地盤・避難設備等・建築物外部・屋上及び屋根)については法令により三年毎の検査となっており、次回検査は平成33年12月予定

平成31年度 交通安全教育計画

社会福祉法人 一志会

月	教育区分	実施内容	目的
4	教育指導	春の全国交通安全運動に関わる交通安全の励行	春の全国交通安全運動実施に伴い、法人内全職員を対象に交通安全の周知徹底、指導を実施する。(対象：法人全職員)
	推進活動	地域交通安全活動に参加	地域における交通安全活動やまびこ運動において、法人としての参加、交通安全の呼びかけを実施する。(対象：安全運転管理者)
7	教育指導	おおいた夏の事故ゼロ運動に関わる交通安全の励行	おおいた夏の事故ゼロ運動に伴い、法人内全職員を対象に交通安全の周知徹底、指導を実施する。(対象：法人全職員)
	推進活動	地域交通安全活動に参加	地域における交通安全活動やまびこ運動において、法人としての参加、交通安全の呼びかけを実施する。(対象：安全運転管理者)
	調査指導	運転免許資格・違反状況調査	法人内の運転免許を有する職員に対し違反・事故履歴、車検満了日、保険加入状況を確認。違反者等に対し、教育、指導を実施する。(対象：法人全職員)
9	教育指導	全国秋の交通安全運動に関わる交通安全の励行	秋の全国交通安全運動開催に伴い、法人内全職員を対象に交通安全の周知徹底、指導を実施する。(対象：法人全職員)
	推進活動	地域交通安全活動に参加	地域における交通安全活動やまびこ運動において、法人としての参加、交通安全の呼びかけを実施する。(対象：安全運転管理者)
10	教育指導	通所管理者による安全運転教育	主に送迎時の注意点・受診時の注意点技術面より指導実施する。また最近の交通事故事例により運転方法等の指導を実施する。(対象：法人全職員)
	教育指導	安全運転管理者講習会の受講及び周知	大分県公安委員会主催による安全運転管理者講習会を受講し、安全運転管理者の法令遵守事項等為すべきことを受講。(対象：交通安全管理者) 教育内容を全職員に周知する。(対象：法人全職員)
11	調査指導	運転免許資格・違反状況調査	法人内の運転免許を有する職員に対し違反・事故履歴、車検満了日、保険加入状況を確認。違反者等に対し、教育、指導を実施する。(対象：法人全職員)
12	教育指導	おおいた年末・年始事故ゼロ運動推進	おおいた年末・年始事故ゼロ運動に伴い、法人内全職員を対象に交通安全の周知徹底、指導を実施する。(対象：法人全職員)
	推進活動	地域交通安全活動に参加	地域における交通安全活動やまびこ運動において、法人としての参加、交通安全の呼びかけを実施する。(対象：安全運転管理者)
1	教育指導	おおいた年末・年始事故ゼロ運動推進	おおいた年末・年始事故ゼロ運動に伴い、法人内全職員を対象に交通安全の周知徹底、指導を実施する。(対象：法人全職員)
	推進活動	地域交通安全活動に参加	地域における交通安全活動やまびこ運動において、法人としての参加、交通安全の呼びかけを実施する。(対象：安全運転管理者)
2	教育指導	交通安全法令研修会開催	法人内にて安全運転管理者が主催し、大分県警の協力を得て、現在の交通情勢説明、道路交通法令の再確認し、法人内部研修として交通安全についての教育を実施する。(対象：法人全職員)
3	調査指導	運転免許資格・違反状況調査	法人内の運転免許を有する職員に対し違反・事故履歴、車検満了日、保険加入状況を確認。違反者等に対し、教育、指導を実施する。(対象：法人全職員)